平成２１年（フ）第４５４８号
大阪府東大阪市島之内２丁目８番９―401号
債務者　緒方眞由美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１４６号
大阪府枚方市宮之阪４丁目44番７―412号
債務者　田村美都子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１９６号
大阪市平野区喜連５丁目１番18号　シーズモア103号
債務者　田中　信子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３１７号
大阪市浪速区恵美須東１丁目３番１―504号
債務者　山崎　勝己
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５２５号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ３―1113号
債務者　井上　一博
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８２２号
大阪市西淀川区野里２丁目17番19号
債務者　住吉　保幾
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８６１号
大阪府茨木市畑田町18番８号
債務者　野村　敬子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９０４号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目18番３号
債務者　宮本喜八郎
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９４８号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―225号
債務者　野口　　綠
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９６８号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―713号
債務者　香田眞理子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７６号
大阪府寝屋川市宇谷町７番19―304号
債務者　義則　建行
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０１０号
大阪市平野区加美北７丁目８番14号　エスペランサ平野502
債務者　黒原万里子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０５２号
大阪市東淀川区南江口２丁目９番３―311号
債務者　北本　武男
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０５３号
大阪市東淀川区南江口２丁目９番３―311号
債務者　北本　美稲
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１１１号
大阪府東大阪市柏田西２丁目９番22号
債務者　奥田　由美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１４３号
大阪府箕面市桜井２丁目６番17号
債務者　田口セイ子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１６６号
大阪市浪速区日本橋東１丁目５番２―802号
債務者　福川勝美こと　尹　　勝美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１６７号
大阪市平野区西脇２丁目10番33号　サンハイツ西脇205号
債務者　呉原こと　呉　　資章
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部